

クリーンガス証書発行ガイドライン

作成機関：クリーンガス証書評価委員会

1. クリーンガス証書発行ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、クリーンガス証書の適切な発行の確保を目指して制定するもので、証書発行事業者マークの制定・届出、クリーンガス証書に記載すべき事項及びクリーンガス証書発行に伴う手続を規定するものである。

2. 証書発行事業者マークの制定・届出

2-1 証書発行事業者マークの制定

クリーンガス証書を発行する証書発行事業者は、発行するクリーンガス証書に記載する証書発行事業者マークを制定しなければならない。証書発行事業者マークは、ガス種別等に応じて複数作成することができる。

2-2 証書発行事業者マークの届出

クリーンガス証書を発行する証書発行事業者は、作成した証書発行事業者マークを「クリーンガス事務取扱要領」に従って、クリーンガス証書機関（以下「機関」という。）に届け出なければならない。

3. クリーンガス証書の発行と記載すべき事項

3-1 クリーンガス証書の発行

証書発行事業者は、クリーンガス製造事業者のクリーンガス証書発行申請に基づき、機関により認証されたクリーンガス相当量の全量もしくは一部を対象とするクリーンガス証書を発行する。

3-2 クリーンガス証書に記載すべき事項

クリーンガス証書を発行する証書発行事業者は、発行するクリーンガス証書に以下の事項及び証書発行事業者が必要と判断するその他の事項を記載する。

- (1) クリーンガス相当量(単位：Nm³、MJ)
- (2) 製造者並びに製造所（製造設備）名
- (3) 設備認定番号
- (4) 製造ガス種別（ガス製造方式）
- (5) 製造ガス容量
- (6) 運転開始日
- (7) 水素事業者コード
- (8) 二酸化炭素事業者コード
- (9) ガス製造期間
- (10) 特記事項（原料に関する情報等）
- (11) 発行日
- (12) 証書発行事業者名及び証書発行事業者マーク

- (13) 機関名、機関マーク及び証書マーク
- (14) クリーンガス相当量のシリアルナンバー

4. クリーンガス証書発行に伴う手続

クリーンガス証書を発行する証書発行事業者は、発行したクリーンガス証書の状況に関して、「クリーンガス証書事務取扱要領」に従って、機関に報告しなければならない。

5. クリーンガス証書発行にあたっての留意事項

クリーンガス相当量認証申請ガイドランスでは、クリーンガス相当量認証の対象期間は年度を跨がない1年以内の任意の期間としている。従って、クリーンガス相当量認証に基づき発行されるクリーンガス証書におけるクリーンガス相当量の対象期間も、年度を跨がない1年以内の任意の期間とする。

以上

附 則（令和5年12月12日制定）

1. このガイドラインは、令和5年12月12日より施行する。

附 則（令和6年3月4日改定）

1. このガイドラインは、令和6年3月4日より施行する。

附 則（令和7年1月21日改定）

1. このガイドラインは、令和7年1月21日より施行する。